

いじめの防止等のための基本的な方針 【学校いじめ防止基本方針】



令和7年4月
静岡県立浜松特別支援学校磐田分校

目 次

第1章 磐田分校いじめ防止等の基本的な考え方

1 磐田分校の子どもたち

2 いじめの定義と理解

3 基本的な考え方

(1) 「人とのかかわりの苦手さ」への対応

(2) 磐田学園との連携

第2章 磐田分校いじめの防止等のための組織

第3章 磐田分校いじめの防止等のための対策

1 未然防止と早期発見・早期対応のための情報収集

2 人権教育の推進

3 いじめに対する措置

第4章 磐田分校重大事態への対応

1 重大事態について

2 重大事態発生後の対応

第1章 磐田分校いじめ防止等の基本的な考え方

1 磐田分校の子どもたち

浜松特別支援学校磐田分校（以下、磐田分校）は、知的障害児施設「静岡県立磐田学園（以下磐田学園）」に併設された知的障害のある子どもたちのための特別支援学校です。

在籍する児童生徒がすべて施設に入所していることから、関係諸機関（特に磐田学園や児童相談所）との連携の下に、児童生徒の心のケアに重点を置きながら、学校教育目標「共生社会の中で『自分らしく力強く生きる人』」の実現に向けて教育活動を行っています。

磐田分校は、学校いじめ防止基本方針の策定にあたり、子どもたちの個性を尊重し、人権に最大限配慮しながら、障害の特性や現在過ごしている環境の特性、ニーズに応じて、より分かりやすく、より安心・安全な学校生活をつくることを大切にします。また、子どもたちの生活の場である磐田学園との連携と協働を基盤として、日々の情報を共有しながら、共に子どもの「心」と「体」、そして「命」を守る指導と支援に努めます。



2 いじめの定義と理解

いじめとは、「児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。

これは、障害の有無にかかわらず、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。そして、磐田分校の子どもたちにとっての「いじめの定義」とその「理解」を考える際には、更に以下の2点のような特別な配慮や支援が必要だと考えます。

まず一点目は、磐田分校のほとんどの子どもたちが、個性と共に、知的障害や発達障害などからくる、対人関係を中心とした「人とのかかわりの苦手さ」をもっていることへの配慮と支援です。

そして二点目は、在籍する児童生徒が、すべて施設（磐田学園）に入所し、親元を離れて生活していること、また日中及び夜間も含めた24時間の集団生活をしていることなど、「生活環境から受ける影響」に対する配慮と支援です。



以上のことから、磐田分校では、障害特性等によって子どもが不利にならないような「学校いじめ基本方針」の策定と「いじめ防止のためのシステムづくり」を目指し、その中で、子どもたちにとって分かりやすい指導及びルールの提示を進めていく必要があります。

加えて、入所施設である磐田学園や子どもたちの処遇を担う児童相談所等との協働により、より具体的で実効性のあるいじめ防止の組織運営を進める必要があります。

3 基本的な考え方

(1) 「人とのかかわりの苦手さ」への対応

磐田分校の子どもたちには、それぞれの個性と共に、知的障害や発達障害からくる、対人関係を中心とした「人とのかかわりの苦手さ」があります。また親元を離れ、長期間施設における集団生活を送っていることで、家庭生活で得られる緊密な人間関係の構築や社会経験等の不足が生じ、二次的に「人とかわる経験」の幅の狭さや量の少なさが生じやすい状況にもあります。



そこで、より子どもたちが自分の思いを表現しやすく、更に自分なりの方法で確かに伝えることができるようにするために、個々が紙に書くアンケート方式ではなく、直接会話の中で子どもの気持ちを聞き取る「面談方式」を実施します。

また磐田学園「みんなの安全を守る会」の聞き取りと兼ねることで、学校としては2カ月に1回、学園の聞き取りと合わせると月に1回の頻度で、適時性をもった情報収集ができるようにします。このことは、知的な障害からくる時間・空間等の認知の苦手さを補うことにもつながります。



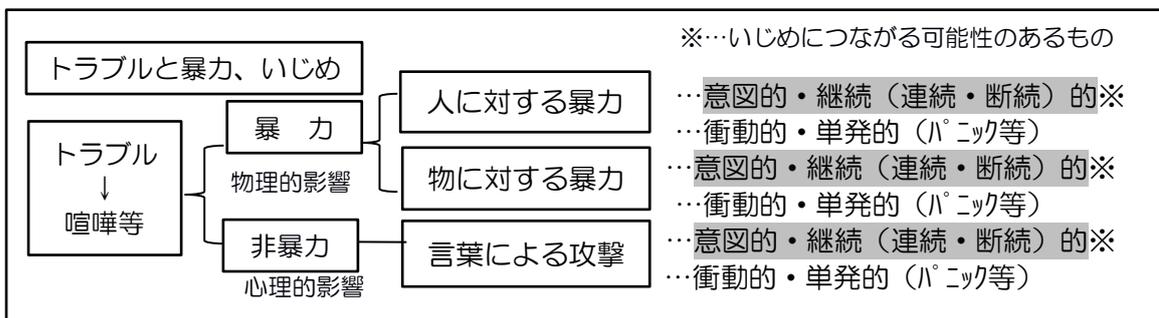
さらに面談は、子どもが話しやすいように信頼できる大人との1対1の場面を設定しますが、面談場所は、集団から少し離れることで落ち着いて話せる場所であって、かつ見通しがよい場所とし、密室化しないように配慮して行います。

面談者は、学部主事又は副主事等が行います。部主事等が行うことで、日頃担任が把握している情報との照合ができます。担任は、必要に応じて磐田学園担当職員と連絡し合い、更に詳細な情報の収集を行うことができます。このことにより、子どもたちのもつ様々な苦手さ（言葉の理解や使用、時間・空間的な認知、状況の把握や人の気持ちの推測等）を踏まえた事実の多面的な確認や検証ができます。



「人とのかかわりの苦手さ」のある子どもたちにとっては、日常生活におけるちょっとした身体の接触や言葉のやり取り、気持ちの行き違い等が小さなトラブルを生み、仲違いや喧嘩に発展することも少なくありません。

磐田分校では、面談によって明らかになった生活全般における児童生徒間のトラブルを、個々の子どもの特性と複数の目による客観的な情報を基に確認した上で以下のように整理し、それぞれの行為がいじめに当たるかどうかの判断を、子どもの気持ちに寄り添った上で、総合的に行っていきます。



(2) 磐田学園との連携

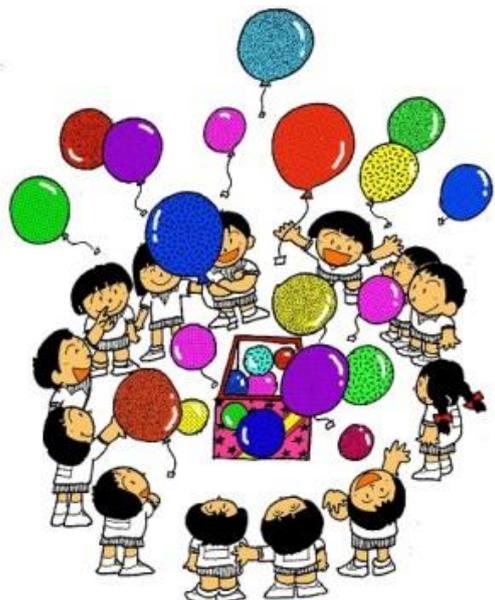
入所施設である磐田学園では、平成 21 年度から、児童間及び児童・職員間の暴力をなくし、安心・安全な生活環境を確保することを目的に、「みんなの安全を守る会」という安全委員会方式による取組を進めています。

「安全委員会方式」とは、「児童福祉施設における施設内暴力を解決し、子どもの成長の力を引き出す」ことを目的とした取組で、具体的には外部に委嘱された委員と施設職員内で選ばれた委員とで委員会を設置し、園内で起きた様々な暴力的な行動やトラブルについて取り上げ、内容の調査、対応についての審議及び子どもたちへの指導を行うものです。

磐田分校では、この委員会に外部委員として、副校長、小中学部主事、生徒指導課長が参加しています。

また、学園と学校が隔月で子どもたちへの聞き取り調査を行い、いじめ・体罰等、施設や学校内における暴力やトラブル、困っていることについて、定期的に子どもたちの声を聞き取るとともに、そこで得た様々な情報を学園・学校双方で調査・確認し、子どもたちへの指導方法や対応を検討し合っています。

先にも述べたとおり、施設入所している磐田分校の子どもたちの生活は、24 時間切れ目のない集団生活です。そして各自が親元を離れた不安や集団生活への不安とストレスに自分なりに向き合いながら、日々の生活を送っています。



磐田学園 「みんなの安全を守る会」実施要項 からの抜粋

<目的> 職員、児童間のすべての暴力を対象とし、それらに対する指導の透明性と一貫性を明確にし、支援や研修を組織的、計画的に行うことで児童の安心・安全な生活環境を確保することを目的とする。

<委員会>

- ・委員長 (児童)福祉経験者
- ・委員 ①磐田学園長、自立生活支援課長、自立支援班スタッフ、生活支援班スタッフ、担当職員
- ②浜松特別支援学校磐田分校副校長、学部主事、生徒指導課長
- ③西部児童相談所相談判定課長

<聞き取り>

- ・毎月 1 回聞き取りを行う。
- ・暴力の有無について、隔月で学園職員と分校教員が、質問形式での聞き取りを全児童対象に行う。

子どもたちにとって、より分かりやすく、より安心・安全な学校生活をつくるためには、子どもの心の様子や行動の様子、そして生活及び学習上のきまりや個々の目標、達成状況など、様々な子どもに関する情報を磐田学園と共有し、それぞれの役割を踏まえた中で、協調した対応を行っていくことが不可欠です。

そこで、磐田分校では、磐田学園の「みんなの安全を守る会」による聞き取りのシステムを活かして「いじめ防止のためのシステムづくり」を進めます。

第2章 磐田分校いじめの防止等のための組織

磐田分校では、平成26年度から、磐田学園との連携を基盤に、磐田学園「みんなの安全を守る会」のシステムを一部活用した「いじめ防止対策委員会」を、各種委員会に位置付けます。

- 1 組織名：いじめ防止対策委員会
- 2 目的：児童・生徒間、及び職員間の暴力をなくし、安全・安心な生活環境を確保し、いじめ防止、発生時の対応を行う。
- 3 構成員：校長、副校長、部主事、教務課長、生徒指導課長、保健主事、養護教諭
*必要があれば該当児童生徒の担任、磐田学園の担当
- 4 開催時期：年2回定期開催(4月、2月)
随時開催(いじめのケースが起きた時、重大事態が起きた時)

第3章 磐田分校いじめの防止等のための対策

1 未然防止及び早期発見・早期対応のための情報収集

磐田分校では、毎朝の学園打合せに教員や養護教諭、管理職が参加し、学園でのトラブルや子どもの心の動き、行動や体調の変化などについての情報を授業開始前に教員間で共有します。また学校で起きたトラブルの中で重大なものについては、口頭で学園職員に連絡するだけでなく「行動記録」として概略をデータ入力し、当日中に学園へ送信するようにします。

磐田学園職員と磐田分校の教員が、速やかに子どもの情報を共有し、いつもと違う小さなあらわれを見逃さないように努めることで、いじめをはじめとする重大な事態の早期発見・早期対応に心掛けます。

みんなの安全を守る会のシステムを活用し、以下の方法で情報を収集します。

- ・月に1回の情報収集(聞き取り)を行います。
- ・子どもの特性と複数の目による情報確認をした上で、行為がいじめに当たるかどうかのチェックを行います。
- ・結果を回覧等で教員に周知します。

2 人権教育の推進

磐田分校では、人権教育全体計画(図1)を作成し、全教職員が磐田分校における人権教育の目標や指導計画、それぞれの学習場面における指導の重点を共有します。そして、年2回の人権週間や日々の教育活動の中で児童生徒への指導を計画的に行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

浜松特別支援学校 磐田分校 人権教育全体計画

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約
- ・人権教育及び人権啓発に関する法律
- ・ふじのくに人権文化推進プラン
- ・静岡県教育振興基本計画

学校教育目標

共生社会の中で「自分らしく力強く生きる人」を育てる

- ア <授業> 児童生徒が夢と希望を持って楽しく学ぶ学校
- イ <安全・安心> 命と人権を大切に作る学校
- ウ <協働> 家庭、地域、磐田学園、児童相談所等と協働して支援する学校
- エ <チーム> 教職員が夢を持って学校づくりに参画し働きがいを感じる学校

人権教育の目標や指導の重点

命と人権を大切に作る学校

～人権を守る意識と行動力の向上～

学校が児童生徒の居場所（安心できる場所）となるよう、人権を意識した言動をとっている。

学部目標

- 〔小学部〕 健康な心と体を養い、明るく、人と共に生活できる力を育てる
- 〔中学部〕 生活自立を目指し、健康な体とおだやかでたくましい心を養い、活動への意欲を育てる

児童、生徒の実態

幼少期から施設に入所している子どもが多く、生活経験が不足しがちである。発達障害、被虐待児童・生徒の心のケアに重点を置いた支援・指導が必要である。

自校の人権課題

愛着の障害、表現力の不足から、人との関わりが乱暴になりがちである。

各教科等における指導の重点

各教科

- 「日常生活の指導」日常生活や社会生活において大切で基本的な内容について、その意味も知り、習得し習慣化する。
- 「国語・算数（数学）・外国語」現在、および将来の生活に生かすことができる基礎的、基本的な学力を養う。
- 「生活単元学習」児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を实际的・総合的に学習する。
- 「作業学習」『誰かのために物を作る』というテーマにより、主体的に活動する姿や働くための基本的な態度や技能を育てる。
- 「職業・家庭」生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を育成する。
- 「体育」「保健体育」体を動かすことの楽しさを味わいながら、基礎となる体力を付け、身体能力を高める。決まりや簡単なルールを守り、友達と助け合ったり、用具を安全に扱ったりする。

特別の教科道徳

- 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てるために、すべての教育活動にて指導をする。道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

特別活動

- ソーシャルスキルトレーニングや人権学習、道徳的な内容、保健の学習、児童の経験の幅の拡大を図るための学習を行う。自立活動の内容を意図的に取り出して、個別に面談を行うことも必要に応じて実施する。
- 生徒の経験を広め、社会性を養い、集団活動の力や主体性を育てる。
- 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見付け、解決するために話し合い、役割を分担して協力して実践し、話し合いを生かして自己の課題に取り組むようにする。

総合的な学習の時間

- 生徒の日常生活上の興味・関心や実態に基づいたテーマを取り上げ、自ら課題に取り組む力が育つようにする。清掃やボランティア活動など社会と関わる体験活動や、自他の安全について判断・行動するための防災教育、交流及び共同学習を取り入れる。探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。

自立活動

- 学習指導要領の自立活動の内容
①健康の保持②心理的な安定③人間関係の形成④環境の把握⑤身体の動き⑥コミュニケーションより、自立を目指した支援を行う。

生徒指導・教育相談等

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。（生徒指導要領 生徒指導の定義令和4年12月）

隣接する入所施設と連携し、児童生徒に対する聞き取り調査の実施や情報共有を図る。児童相談所とも連携を取り、実態に即した進路指導を行う。

地域・家庭・関係機関等との連携

- 年に2回の人権週間を設定し、人権に関する生活目標に全校で取り組む。
- 年に2回児童生徒の実態に合わせた人権教育の授業を学級ごとに行う。
- 外部人材による人権授業（人権擁護委員、スクールロイヤー）
- 教職員対象の人権感覚チェックシートを利用してチェックを実施し、人権感覚の向上に生かす。
- 年に1回、教員を対象とした校内人権研修を行う。

教職員の人権感覚の向上

第4章 重大事態への対応

1 重大事態について

磐田分校では、以下のケースを重大事態と考えます。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者、施設職員から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 重大事態発生後の対応

(1) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、静岡県教育委員会特別支援教育課に報告し、速やかに、組織を設けます。本校における組織は、いじめ防止対策委員会を中心とし、磐田学園「みんなの安全を守る会」の担当者を加えて実施します。

そして、重大事態の対処と同種の事態の発生の防止に向けて、客観的な事実関係を明確にするための調査を行います。この際、因果関係の特定を急がず、いじめられた子どもや、情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先した調査を実施します。なお、子どもの入院や死亡といった聴き取りが不可能な場合には、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

(2) 情報の提供

磐田分校は、調査結果をもとに県教育委員会からの指導のもと、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供します。これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会の指示のもと適時・適切な方法で、関係者の個人情報に十分配慮し行います。

(3) 調査結果の報告と対処

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告がされ、必要があると認めるときは、附属機関等を設けて調査の結果についての調査を行うことがあります。知事、県教育委員会は調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

(4) 報道への対応

情報発信・報道対応については、県教育委員会の指示のもと、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行います。初期の段階での決めつけや断片的な情報での誤解がないように留意します。

磐田分校 いじめに関する重大事態発生への対応

重大事態発生！！

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- (3) 子どもや保護者、施設職員から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

